

第 8 号議案

長岡京市事務分掌条例の一部改正について

長岡京市事務分掌条例（昭和 5 5 年長岡京市条例第 1 4 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 8 年 2 月 2 0 日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

（提案理由）

令和 8 年度組織改正に伴い、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市事務分掌条例の一部を改正する条例

長岡京市事務分掌条例（昭和55年長岡京市条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(事務分掌)</p> <p>第2条 各部の事務分掌は、<u>おおむね次</u>のとおりとする。</p> <p>対話推進部</p> <p>(1)～(5) 【略】</p> <p>(6) 議会に関すること。</p> <p>(7) 【略】</p> <p>総合政策部</p> <p>(1) 総合計画、<u>法令及び財政の管理・調整</u>に関すること。</p> <p>(2)～(4) 【略】</p> <p>市民協働部</p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p>(3) 文書、情報公開、個人情報保護、<u>市民相談及び消費生活</u>に関すること。</p> <p>(4)～(6) 【略】</p> <p>環境経済部</p> <p>(1) <u>環境保全</u>に関すること。</p> <p>(2)～(4) 【略】</p> <p>健康福祉部 【略】</p> <p>建設交通部 【略】</p>	<p>(事務分掌)</p> <p>第2条 各部の事務分掌は<u>おおむね次</u>のとおりとする。</p> <p>対話推進部</p> <p>(1)～(5) 【略】</p> <p>(6) <u>法令及び議会</u>に関すること。</p> <p>(7) 【略】</p> <p>総合政策部</p> <p>(1) 総合計画及び財政の管理・調整に関すること。</p> <p>(2)～(4) 【略】</p> <p>市民協働部</p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p>(3) 文書、情報公開、個人情報保護<u>及び市民相談</u>に関すること。</p> <p>(4)～(6) 【略】</p> <p>環境経済部</p> <p>(1) <u>環境、公害及び消費生活</u>に関すること。</p> <p>(2)～(4) 【略】</p> <p>健康福祉部 【略】</p> <p>建設交通部 【略】</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。